【K-001A】個人型年金加入申出書（新規・継続加入用）　記入要領　※ はじめに、左上の枠内の記載事項からご確認ください　≪P.1≫

★ ご記入前に必ずお読みください

- この申出書は、国民年金の被保険者である65歳未満の方が個人型年金（以下、iDeCoといいます。）に新規加入、再加入、継続加入するための書類です。
- 加入申出される方は、右記のフローチャートⒶから始まる質問にお答えいただき、回答に沿って該当する項目にチェックをしてください。
- フローチャートの結果、Ⓘ、Ⓙ、Ⓜ、Ⓝ、Ⓞ欄に到達された方は、【K-001A：この様式】でiDeCoへの加入申出が可能です。また、加入申出書の「2.国民年金の被保険者種別」のチェック方法を同欄で確認することができます。

⚠ ご注意ください

- 右記のフローチャートを確認された結果、【K-001A：この様式】でiDeCoへ加入申出可能であることが確認できた方は、2ページ目の冒頭に記載された、「加入申出書のご記入前に必ずご確認ください」の枠内の記載をよくお読みの上、加入申出書をご記入ください。
- 加入申出書は下記の3種類の様式があります。ご提出いただく様式が【K-001A：この様式】でない場合、その旨が案内されます。
  ① 個人型年金加入者申出書（新規・継続加入用）【K-001A：この様式】
  ② 個人型年金加入者申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用）【K-001B】
  ③ 個人型年金加入申出書（第2号被保険者(65歳以上75歳未満）新規・継続加入用）【K-002】

※ 1：65歳以上70歳未満で国の年金の受給資格がないため、国民年金第2号被保険者の資格が継続されている方は、3つの□のいずれかの条件を満たさなくてもiDeCoにご加入いただけます。ご提出いただく様式が異なりますので（K-002）、個別に受付金融機関へご相談ください。
※ 2：70歳以上75歳未満で国の年金の受給資格がない厚生年金高齢任意加入被保険者の方は、iDeCoにご加入いただけます。ご提出いただく様式が異なりますので（K-002）、個別に受付金融機関へご相談ください。
※ 3：次ページの表内、「第1号被保険者」欄の記載内容もご確認ください。

Ⓐ スタート　**《現在iDeCoにご加入中の方が、年齢到達や退職によりその資格を喪失し、加入者区分を変更して加入を継続される（以下、継続加入といいます。）場合は、継続加入後の状況でご回答ください。》**

お勤めされており、≪厚生年金保険料を納付されている方≫ですか？

□ はい → Ⓕ 65歳未満の民間企業にお勤めの会社員の方ですか？

□ はい → Ⓘ 第2号被保険者（共済組合員を除く）の□にチェックをしてください

□ いいえ → Ⓖ 65歳未満の方で、お勤め先で下記のいずれかの制度に加入されていますか？
- □ 国家公務員共済組合（長期組合員）
- □ 地方公務員共済組合（長期組合員）
- □ 私立学校教職員共済制度（長期加入者）

□ はい → Ⓙ 第2号被保険者（共済組合員）の□にチェックをしてください

□ いいえ → Ⓗ 65歳以上70歳未満の方で、民間企業にお勤めの会社員または共済組合員であり、下記のいずれかの条件を満たす方ですか？　※1
- □ 加入申出日の前日においてiDeCoの加入者または運用指図者であった方
- □ 企業型DC・DB等の年金資産を移換可能な方（iDeCoを活用した資産形成を継続しようとされる方）
- □ 上記のいずれにも該当しない日本国内に住所を有する方【経過措置期間対象者（令和11年11月30日までに申出書の受け付けが完了）となる方】

□ はい → Ⓚ ご提出いただく書類はこの様式【K-001A】ではありません
➢ 個人型年金加入者申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用）【K-001B】をご提出ください

□ いいえ → Ⓛ iDeCoに加入できません　※2

□ いいえ → Ⓑ 20歳以上60歳未満の日本国内に住所を有する自営業者、自営業者の家族、学生、フリーランスの方等で、≪国民年金保険料を納めている方　※3≫ですか？

□ はい → Ⓜ 「2. 国民年金の被保険者種別」欄 第１号被保険者の□にチェックをしてください

□ いいえ → Ⓒ 会社員や共済組合員など国民年金の第2号被保険者に扶養される配偶者の方（20歳以上60歳未満）ですか？

□ はい → Ⓝ 第3号被保険者の□にチェックをしてください

□ いいえ → Ⓓ 20歳以上65歳未満の海外居住者もしくは60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する方で国民年金に任意加入されていますか？

□ はい → Ⓞ 任意加入被保険者の□にチェックをしてください
※ あわせて「任意加入被保険者用別紙（K-018）」をご提出ください

□ いいえ → Ⓔ 60歳以上70歳未満の方で、下記のいずれかの条件を満たす方ですか？
- □ 加入申出日の前日においてiDeCoの加入者または運用指図者であった方
- □ 企業型DC・DB等の年金資産を移換可能な方（iDeCoを活用した資産形成を継続しようとされる方）
- □ 上記のいずれにも該当しない日本国内に住所を有する方【経過措置期間対象者（令和11年11月30日までに申出書の受け付けが完了）となる方】

□ はい → Ⓟ ご提出いただく書類はこの様式【K-001A】ではありません
➢ 個人型年金加入者申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用）【K-001B】をご提出ください

□ いいえ → Ⓠ iDeCoに加入できません

【K-001A】個人型年金加入申出書（新規・継続加入用）　記入要領

≪P.2≫

⚠ **加入申出書のご記入前に必ずご確認ください**

① **iDeCoは国民年金の被保険者種別に応じて、ご加入いただける方・ご加入いただけない方と掛金の上限額が異なります。下記の表でご確認の上、加入申出書をご記入ください。**

② **ご加入区分にかかわらず、下記の方はiDeCoにご加入いただけません。**

- □ **iDeCoの老齢給付金を受給されている、またはされたことがある方（老齢一時金受給による一括受取を含む）** ※1
  60歳以上の方で、iDeCoの老齢給付金を受給されている、またはされたことがある方は、再度iDeCoにご加入いただくことはできません。
- □ **老齢基礎年金を受給されている方** ※2
  国民年金の老齢基礎年金を受給されている場合（繰上げ受給を含む）、iDeCoにご加入いただけません。
  ※ iDeCoに加入された後に老齢基礎年金を遡って受給された場合、受給開始時に遡ってiDeCoは加入資格喪失となり、その期間のiDeCo掛金は還付対象となります。

③ **加入申出書に記入された内容が、申出時点の日本年金機構等の記録と相違している場合、加入者資格不該当となり、iDeCoへのご加入が成立しません。** ※3

④ iDeCoの資格取得年月日は、受付金融機関が加入申出書を受け付けた日となります。また、記入内容に不備があった場合、手続きが遅延することがあります。 ※4

⑤ すでにiDeCoの運用指図者である方が、現在利用中の運営管理機関と異なる機関をこの申出書で指定される場合、「加入者等運営管理機関変更届（K-004）」をあわせてご提出ください。 ※5

⑥ 1枚目は、訂正箇所がある場合でも訂正印は不要です。ただし、2枚目の「預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書」は金融機関提出用となりますので、金融機関ごとの取り扱いに応じたご記入、押印、訂正印が必要となります。ご記入にあたっては、下記の点について特にご留意ください。
なお、2枚目のご記入方法等についてご不明な点がある場合、各金融機関にご確認ください。

- □ 2枚目以降で押印が必要な箇所に、口座振替をする金融機関届出印を押印ください。（金融機関届出印は、国民年金基金連合会で使用するものではなく、銀行にて使用するものです。そのため、必ず押印ください。ただし、金融機関で押印不要である場合、この限りではありません。）
- □ ご記入事項に誤りがある場合、2枚目については金融機関ごとの取り扱いに応じ、金融機関届出印で訂正印を押印いただく必要があります。
- □ iDeCoへの加入申出が成立した場合であっても、不備等により掛金引落口座として指定された金融機関でのお手続きが完了しない場合、iDeCoの 掛金の引落しは開始されません。また、その分を追納することは、制度上できません。

※1：企業型確定拠出年金の老齢給付金を受給されている、またはされたことがある方については、iDeCoにご加入いただけます。

※2：特別支給の老齢厚生年金や、65歳からの老齢厚生年金を受給されている方については、iDeCoにご加入いただけます。

※3：基礎年金番号、生年月日、性別、国民年金・厚生年金との被保険者種別（共済組合種別の相違も含む）等の相違。
加入者資格不該当となった場合、正しい情報で改めて加入申出をいただく必要があります。

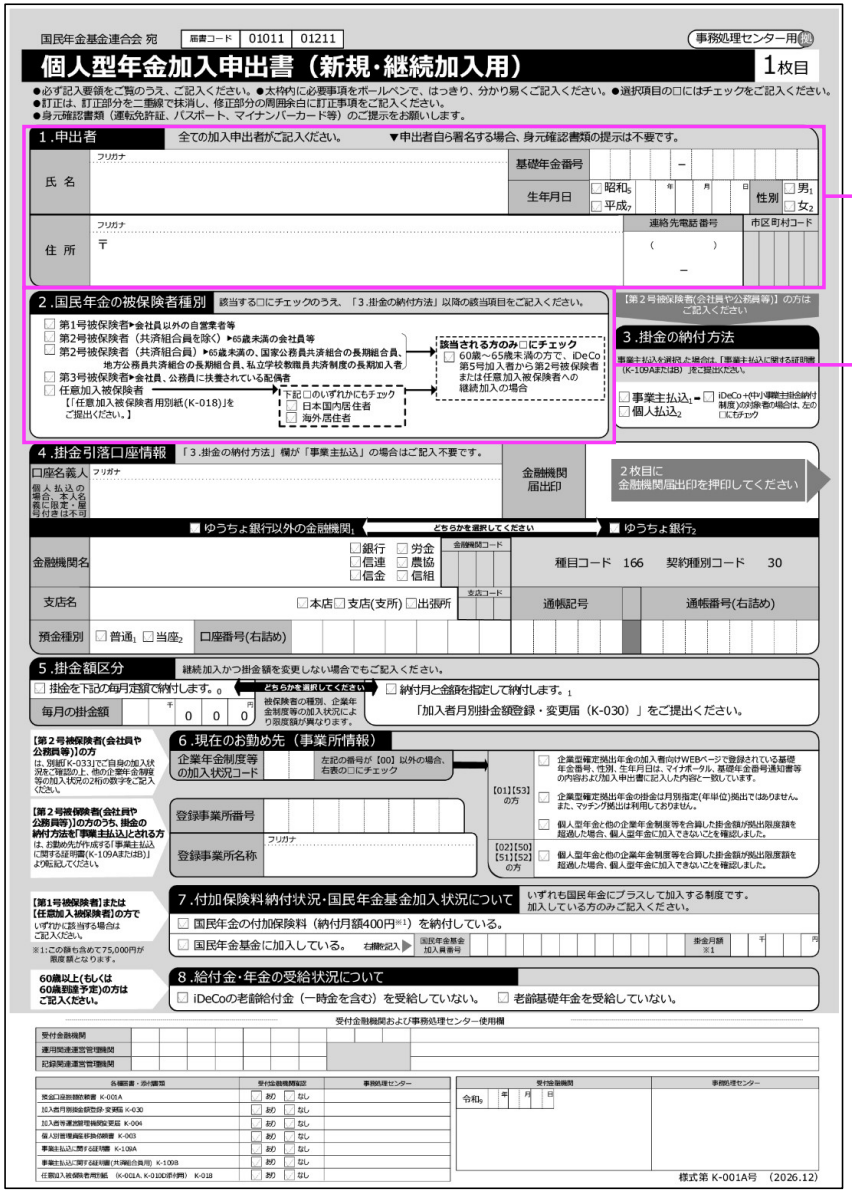
※4：返戻され再提出となった場合、資格取得年月日は受付金融機関が改めて受け付けた日となります。

※5：運営管理機関の複数指定はできません。また、運営管理機関を変更される場合、一度ご資産が現金化されます。

国民年金の被保険者種別	各種別の概要（年齢や職業など）	ご加入いただけない方（加入申出をされた場合、加入者資格不該当となる方）	iDeCo拠出限度額 ➢ 毎月の掛金額は5,000円～拠出限度額の範囲内で1,000円単位で指定可能
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者、自営業者の家族、学生、フリーランスの方等	□ 農業者年金に加入されている方 □ 国民年金保険料の納付を免除されている方（一部免除、学生納付特例、納付猶予を含む） ➢ 過去に未納や免除があった場合でも、加入申出時点で納付している場合はご加入いただけます ➢ ご加入いただける方（〇印）／ご加入いただけない方（×印）の具体例は下記のとおりです ・全額免除・一部免除されている方 ／ 保険料納付猶予・学生納付特例を受けている方 → × ・障害基礎年金の受給権者であること等により保険料を免除されている方 ／ 産前産後期間・育児休業期間により保険料を免除されている方 → 〇	75,000円 ➢ 国民年金基金の掛金額・国民年金付加保険料との合算での上限額
第2号被保険者	厚生年金の被保険者（会社員や公務員等） ➢ 65歳以上の厚生年金被保険者で、ご加入期間が120月以上ある方は、国民年金の第2号被保険者とはなりません	□ 企業型確定拠出年金でマッチング拠出をされている方 □ 企業型確定拠出年金の事業主掛金が月別指定（年単位）拠出となっている方 □ 加入申出書の「6.現在のお勤め先」欄に記入された「企業年金制度等の加入状況コード」が、勤務先事業所で登録された情報と不一致となっている方 □ 加入申出書に記入されたiDeCoの掛金額と、他の企業年金制度等の掛金額の合計が拠出限度額を超えている方 ➢ 産前産後期間・育児休業期間により保険料を免除されている方であっても、ご加入いただけます	62,000円 ➢ 企業型確定拠出年金の事業主掛金額、確定給付企業年金等の他制度掛金相当額（共済掛金相当額を含む）との合算での上限額 ➢ iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）対象者の場合、事業主掛金との合算での上限額
第3号被保険者	国民年金の第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	—	23,000円
任意加入被保険者	国民年金に任意で加入された方 ・60歳以上65歳未満で、国民年金保険料の納付済期間が480月に達していない方 ・20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金保険料の納付済期間が480月に達していない方	➢ 任意加入被保険者は、産前産後期間等であっても、国民年金保険料は免除されません	75,000円 ➢ 国民年金基金の掛金額・国民年金付加保険料との合算での上限額

【K-001A】個人型年金加入申出書（新規・継続加入用）　記入要領

≪P.3≫


国民年金基金連合会 宛

書書コード 01011 01211

事務処理センター用

個人型年金加入申出書（新規・継続加入用） 1枚目

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはチェックをご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。

1.申出者　全ての加入申出者がご記入ください。　▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

氏名　フリガナ　基礎年金番号

生年月日　□昭和5 □平成7　年 月 日　性別 □男1 □女2

住所　フリガナ　〒　連絡先電話番号　市区町村コード

2.国民年金の被保険者種別　該当する□にチェックのうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。

□ 第1号被保険者▶会社員以外の自営業者等
□ 第2号被保険者（共済組合員を除く）▶65歳未満の会社員等
□ 第2号被保険者（共済組合員）▶65歳未満の、国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者
□ 第3号被保険者▶会社員、公務員に扶養されている配偶者
□ 任意加入被保険者【「任意加入被保険者用別紙(K-018)」をご提出ください。】
　下記□のいずれかにもチェック □日本国内居住者 □海外居住者

該当される方のみ□にチェック
□ 60歳～65歳未満の方で、iDeCo第5号加入者から第2号被保険者または任意加入被保険者への継続加入の場合

【第2号被保険者(会社員や公務員等)】の方はご記入ください

3.掛金の納付方法
事業主払込を選択した場合は「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」をご提出ください。
□ 事業主払込1 □ 個人払込2　□ iDeCo+(中小事業主掛金納付制度)の加算者の場合は、左の□にチェック

4.掛金引落口座情報　「3.掛金の納付方法」欄が「事業主払込」の場合はご記入不要です。

口座名義人　フリガナ　（個人払込の場合、本人名義に限定・屋号付き不可）

金融機関届出印　2枚目に金融機関届出印を押印してください

□ ゆうちょ銀行以外の金融機関1 ←どちらかを選択してください→ □ ゆうちょ銀行2

金融機関名　□銀行 □労金 □信連 □農協 □信金 □信組　金融機関コード　種目コード 166　契約種別コード 30

支店名　□本店 □支店(支所) □出張所　支店コード　通帳記号　通帳番号(右詰め)

預金種別　□普通1 □当座2　口座番号(右詰め)

5.掛金額区分　継続加入かつ掛金額を変更しない場合でもご記入ください。

□ 掛金を下記の毎月定額で納付します。0　←どちらかを選択してください→　□ 納付月と金額を指定して納付します。1

毎月の掛金額　千 0 0 0 円　被保険者の種別、企業年金制度等の加入状況により限度額が異なります。

「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」をご提出ください。

【第2号被保険者(会社員や公務員等)】の方
は、別紙(K-033)にて自身の加入状況を ご確認の上、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください。

【第2号被保険者(会社員や公務員等)】の方のうち、掛金の納付方法を「事業主払込」とされる方
は、お勤め先が作成する「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」より転記してください。

【第1号被保険者】または【任意加入被保険者】の方で
いずれかに該当する場合はご記入ください。
※1:この額も含めて75,000円が限度額となります。

60歳以上(もしくは60歳到達予定)の方はご記入ください。

6.現在のお勤め先（事業所情報）

企業年金制度等の加入状況コード　左記の番号が【00】以外の場合、右表の□にチェック

【01】【53】の方
□ 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、マイナポータル、基礎年金番号通知書等の内容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
□ 企業型確定拠出年金の掛金は月別指定(年単位)拠出ではありません。また、マッチング拠出は利用しておりません。
□ 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

【02】【50】【51】【52】の方
□ 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

登録事業所番号

登録事業所名称　フリガナ

7.付加保険料納付状況・国民年金基金加入状況について　いずれも国民年金にプラスして加入する制度です。加入している方のみご記入ください。

□ 国民年金の付加保険料（納付月額400円※1）を納付している。
□ 国民年金基金に加入している。　右詰め記入▶　国民年金基金加入員番号　掛金月額 ※1　千 円

8.給付金・年金の受給状況について

□ iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給していない。　□ 老齢基礎年金を受給していない。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関
運用関連運営管理機関
記録関連運営管理機関

各種書類・添付書類	受付金融機関確認	事務処理センター
個人型年金加入申出書 K-001A	□あり □なし	
加入者月別掛金額登録・変更届 K-030	□あり □なし	
加入者等運営管理機関変更届 K-004	□あり □なし	
個人別管理資産移換依頼書 K-003	□あり □なし	
事業主払込に関する証明書 K-109A	□あり □なし	
事業主払込に関する証明書(共済組合員用) K-109B	□あり □なし	
任意加入被保険者用別紙（K-001A、K-010D添付用） K-018	□あり □なし	

受付金融機関	事務処理センター
令和9 年 月 日	

様式第 K-001A号 （2026.12）

「1.申出者」欄について

◆ 氏名
- 氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。（補正ができない場合、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがあります。）

◆ 基礎年金番号
- マイナポータル、ねんきんネット、基礎年金番号通知書、青色の年金手帳等をご参照の上、ご記入ください。（上記方法で確認できない場合、日本年金機構にご確認ください。）

◆ 住所
- 住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。（補正ができない場合、住所の該当部分を全てカタカナで入力することがあります。）
- 任意加入被保険者の方で、海外居住者の方は、住所欄に海外の居住先の国名のみ記入し、「任意加入被保険者用別紙（K-001A、K-010D添付用）（K-018）」に詳細な住所をご記入ください。
- 第2号被保険者、第3号被保険者で海外居住者の方は、詳細な住所をご記入ください。

◆ 連絡先電話番号
- 日中に問い合わせができる電話番号（携帯電話も可能）をご記入ください。

「2.国民年金の被保険者種別」欄について

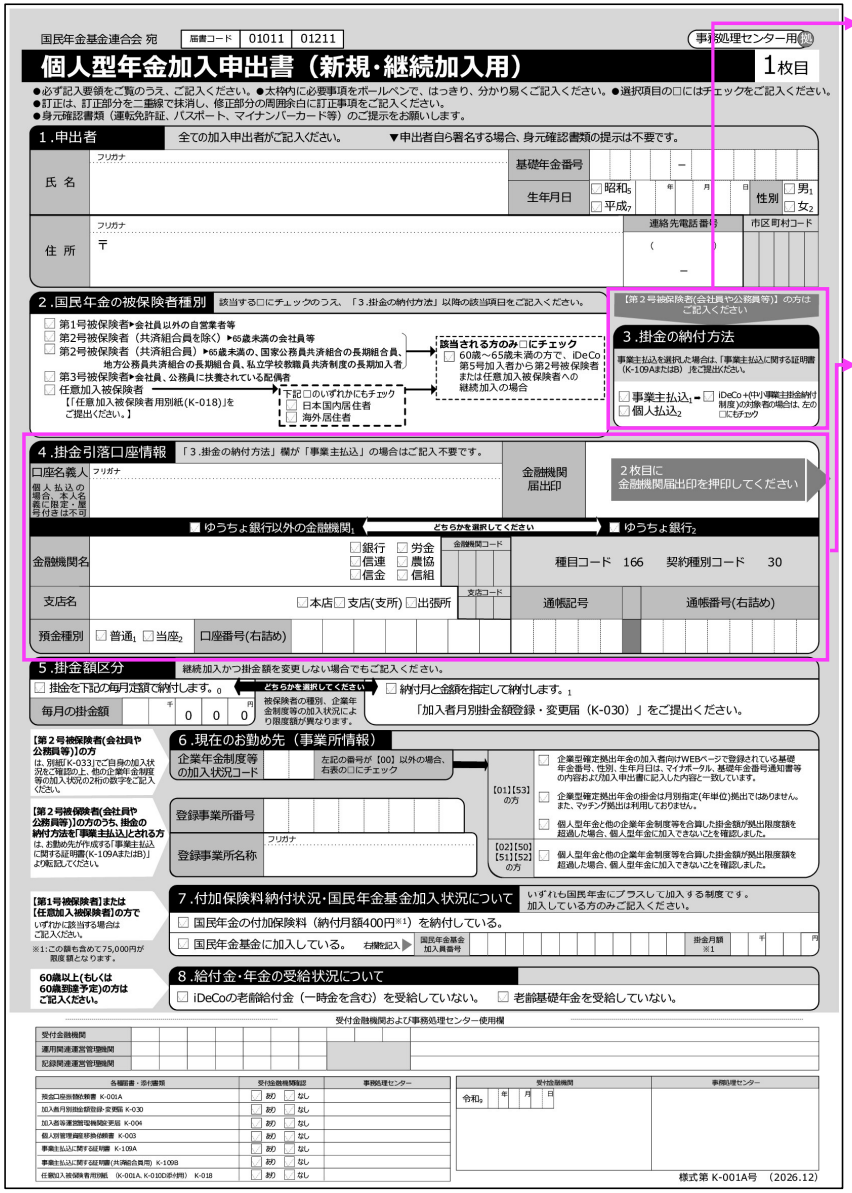
➢ 1ページ目のフローチャートをご確認のうえ、該当する□にチェックをご記入ください。
➢ 任意加入被保険者の方は、「日本国内居住者」または「海外居住者」のいずれかの欄にもチェックをご記入ください。
➢ 現在60歳以上65歳未満で、iDeCo第5号加入者としてご加入中の方が、国民年金の第2号被保険者または任意加入被保険者になり、iDeCoへの継続加入を希望される場合、「該当される方のみ□にチェック」欄にもチェックをご記入ください。

⚠ **必ずご確認ください**
➢ 日本年金機構等で登録されている記録と異なる種別にチェックをされた場合、加入者資格不該当になる、あるいは記録相違の状態が継続した場合にiDeCo掛金の引落しが一時停止となる場合があります。
➢ 1ヵ月以内に国民年金の被保険者種別に異動があった方は、マイナポータルや、ねんきんネット等でご自身の現在の被保険者種別をご確認の上、ご記入ください。

⚠ **第２号被保険者の□にチェックされた方のご注意**
➢ 「２.国民年金の被保険者種別」欄に記入された種別、「６.現在のお勤め先（事業所情報）」欄の「企業年金制度等の加入状況コード」欄に記入された２桁の番号とお勤め先事業所でのご登録が相違している場合、加入者資格不該当になる、あるいはご加入の成立が遅延する場合があります。

【K-001A】個人型年金加入申出書（新規・継続加入用）　記入要領

≪P.4≫



国民年金基金連合会 宛　届書コード 01011 01211　事務処理センター用

個人型年金加入申出書（新規・継続加入用）　1枚目

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはチェックをご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。

1.申出者　全ての加入申出者がご記入ください。　▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。
氏名　フリガナ　基礎年金番号
生年月日　□昭和5 □平成7　年 月 日　性別 □男1 □女2
住所　フリガナ　〒　連絡先電話番号　市区町村コード

2.国民年金の被保険者種別　該当する□にチェックのうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。
□ 第1号被保険者▶会社員以外の自営業者等
□ 第2号被保険者（共済組合員を除く）▶65歳未満の会社員等
□ 第2号被保険者（共済組合員）▶65歳未満の、国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者
□ 第3号被保険者▶会社員、公務員に扶養されている配偶者
□ 任意加入被保険者　【「任意加入被保険者用別紙(K-018)」をご提出ください。】
下記 □のいずれかにもチェック　□ 日本国内居住者　□ 海外居住者
該当される方のみ□にチェック　□ 60歳～65歳未満の方で、iDeCo 5号加入者から第2号被保険者または任意加入被保険者への継続加入の場合

【第２号被保険者(会社員や公務員等)】の方はご記入ください

3.掛金の納付方法
事業主払込を選択した場合は、「事業主払込に関する証明書（K-109AまたはB）」をご提出ください。
□ 事業主払込1　□ iDeCo+(ｲﾃﾞｺﾌﾟﾗｽ)導入掛金納付制度)の対象者の場合は、左の□にもチェック
□ 個人払込2

4.掛金引落口座情報　「3.掛金の納付方法」欄が「事業主払込」の場合はご記入不要です。
口座名義人　フリガナ　個人払込の場合、本人名義に限定・屋号付きは不可　金融機関届出印　2枚目に金融機関届出印を押印してください
□ ゆうちょ銀行以外の金融機関1　どちらかを選択してください　□ ゆうちょ銀行2
金融機関名　□銀行 □労金 □信連 □農協 □信金 □信組　金融機関コード　種目コード 166　契約種別コード 30
支店名　□本店 □支店(支所) □出張所　支店コード　通帳記号　通帳番号(右詰め)
預金種別　□普通1 □当座2　口座番号(右詰め)

5.掛金額区分　継続加入かつ掛金額を変更しない場合でもご記入ください。
□ 掛金を下記の毎月定額で納付します。0　どちらかを選択してください　□ 納付月と金額を指定して納付します。1
毎月の掛金額　0 0 0 円　被保険者の種別、企業年金制度等の加入状況により限度額が異なります。
「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」をご提出ください。

【第２号被保険者(会社員や公務員等)】の方
は、別紙(K-023)にて自身の加入状況と確認の上、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください。

6.現在のお勤め先（事業所情報）
企業年金制度等の加入状況コード　左記の番号が【00】以外の場合、右表の□にチェック
□【01】【53】の方　□ 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、マイナポータル、基礎年金番号通知書等の内容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
□ 企業型確定拠出年金の掛金は月別指定(年単位)拠出ではありません。また、マッチング拠出は利用しておりません。
□【02】【50】【51】【52】の方　□ 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
□ 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
登録事業所番号
登録事業所名称　フリガナ

【第２号被保険者(会社員や公務員等)】の方のうち、掛金の納付方法を「事業主払込」とされる方は、お勤め先が作成する「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」より転記してください

【第1号被保険者】または【任意加入被保険者】の方で
いずれかに該当する場合はご記入ください。
※1:この額も含めて75,000円が限度額となります。

7.付加保険料納付状況・国民年金基金加入状況について　いずれも国民年金にプラスして加入する制度です。加入している方のみご記入ください。
□ 国民年金の付加保険料（納付月額400円※1）を納付している。
□ 国民年金基金に加入している。　右欄記入▶　国民年金基金加入員番号　掛金月額 ※1　千 円

60歳以上(もしくは60歳到達予定)の方はご記入ください。

8.給付金・年金の受給状況について
□ iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給していない。　□ 老齢基礎年金を受給していない。

受付金融機関および事務処理センター使用欄
受付金融機関
運用関連運営管理機関
記録関連運営管理機関

各種届書・添付書類	受付金融機関確認	事務処理センター
預金口座振替依頼書 K-001A	□あり □なし	
加入者月別掛金額登録・変更届 K-030	□あり □なし	
加入者等運営管理機関変更届 K-004	□あり □なし	
個人別管理資産移換依頼書 K-003	□あり □なし	
事業主払込に関する証明書 K-109A	□あり □なし	
事業主払込に関する証明書（共済組合員用） K-109B	□あり □なし	
任意加入被保険者用別紙（K-001A, K-010D部分問） K-018	□あり □なし	

受付金融機関	事務処理センター
令和3 年 月 日	

様式第 K-001A号　(2026.12)

「3.掛金の納付方法」欄について

- 第2号被保険者（会社員や公務員等）の方のみ、「事業主払込」、「個人払込」のいずれかをご選択のうえ、□にチェックをご記入ください。
- 「事業主払込」を選択される方
  「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（K-109AまたはB）」の添付が必要です。
  ※ iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は、「事業主払込」右側の□にもチェックをご記入ください。
  なお、事業主の手続きによるiDeCo+の開始年月・登録年月と一致しない場合、不備返戻される場合があります。
- 「個人払込」を選択される方
  「4.掛金引落口座情報」欄に、申出者個人名義の掛金引落口座情報をご記入の上、金融機関届出印（2枚目以降）を押印ください。

「4.掛金引落口座情報」欄について

- 第２号被保険者（会社員や公務員等）の方で、「3.掛金の納付方法」欄で「事業主払込」を選択された方は、ご記入不要です。
- 「4.掛金引落口座情報」欄については、受付金融機関による代理訂正は不可となります。
- 継続加入申出の方で、現在の掛金引落口座から変更がない場合、ご記入は不要です。
  ただし、直近の引落しが12ヵ月ない場合、「4. 掛金引落口座情報」欄をご記入の上、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（K-007）」をあわせてご提出ください。
  ※ 継続加入申出の方は、受付金融機関等に申出書を提出するタイミングによって、年齢到達月の翌月の引落しは行われず、翌々月に2ヵ月分の引落しが行われる場合や、掛金を拠出できない期間が生じることがあります。
  詳細は受付金融機関にご確認ください。

◆ 口座名義人
- 掛金引落口座は加入申出者本人名義の口座に限ります。（屋号付きや、「1.申出者」」欄の氏名と異なる名義は不可。）

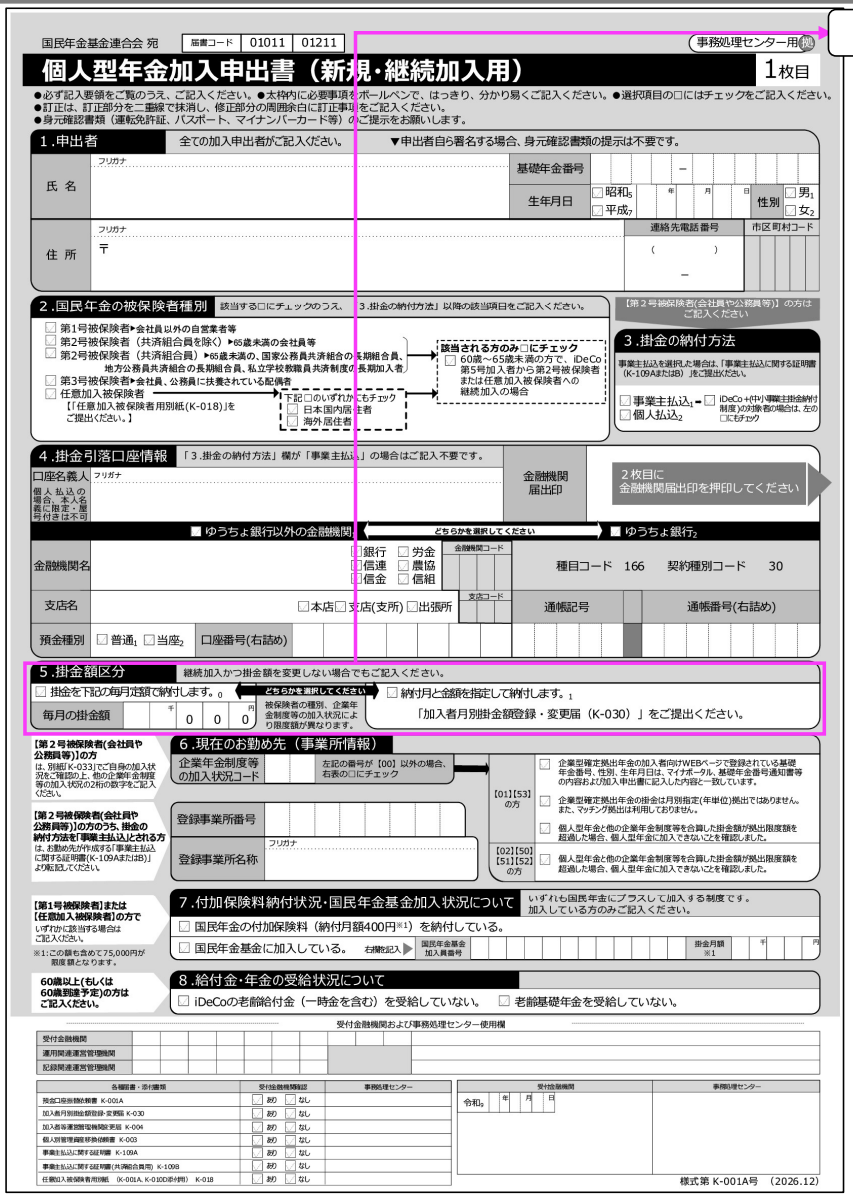
◆ 金融機関届出印
- 2枚目以降の「金融機関届出印」欄に、口座振替をする金融機関またはゆうちょ銀行に届出をしている印鑑を押印ください。
- 印鑑なし口座やサイン式口座での口座振替の場合の取り扱いは、各金融機関にご確認ください。
  金融機関の取り扱いと異なっていた場合、掛金の引落しができません。
  ※ 金融機関にて印鑑の届出をせず、生体認証方式で本人確認をされた場合、押印欄に「生体認証等方式」とご記入ください。

◆ ゆうちょ銀行以外の金融機関
- 掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、□にチェックをご記入ください。
- 金融機関名、本店・支店名をご記入ください。
- 預金種別は、該当する預金種別（普通預金または当座預金）のいずれかの□にチェックをご記入ください。
- 口座番号は、通帳等に記載されている口座番号（7桁）を右詰めでご記入ください。6桁以下の場合、７桁になるよう、冒頭に「0」を追記ください。

◆ ゆうちょ銀行
- 掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、□にチェックをご記入ください。
- 通帳等に記載されている記号と番号（13桁）を右詰めでご記入ください。

【K-001A】個人型年金加入申出書（新規・継続加入用）　記入要領

≪P.5≫



国民年金基金連合会 宛　届書コード 01011 01211　事務処理センター用

個人型年金加入申出書（新規・継続加入用）　1枚目

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはチェックをご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。

1.申出者　全ての加入申出者がご記入ください。　▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。
氏名　フリガナ　基礎年金番号
生年月日　□昭和5 □平成7　年 月 日　性別 □男1 □女2
住所　フリガナ　〒　連絡先電話番号　市区町村コード

2.国民年金の被保険者種別　該当する□にチェックのうえ、3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。
□第1号被保険者▶会社員以外の自営業者等
□第2号被保険者（共済組合員を除く）▶65歳未満の会社員等
□第2号被保険者（共済組合員）▶65歳未満の、国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者
□第3号被保険者▶会社員、公務員に扶養されている配偶者
□任意加入被保険者【「任意加入被保険者用別紙(K-018)」をご提出ください。】
下記□のいずれかにもチェック □日本国内居住者 □海外居住者
該当される方のみ□にチェック □60歳～65歳未満の方で、iDeCo 5号加入者から第2号被保険者または任意加入被保険者への継続加入の場合

【第2号被保険者(会社員や公務員等)】の方はご記入ください

3.掛金の納付方法
事業主払込を選択した場合は、「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」をご提出ください。
□事業主払込1 □iDeCo+(中小事業主掛金納付制度)の対象者の場合は、左の□にもチェック
□個人払込2

4.掛金引落口座情報　「3.掛金の納付方法」欄が「事業主払込」の場合はご記入不要です。
口座名義人　個人払込の場合、本人名義に限定・屋号付きは不可　フリガナ　金融機関届出印　2枚目に金融機関届出印を押印してください
□ゆうちょ銀行以外の金融機関　どちらかを選択してください　□ゆうちょ銀行2
金融機関名　□銀行 □労金 □信連 □農協 □信金 □信組　金融機関コード　種目コード 166　契約種別コード 30
支店名　□本店 □支店(支所) □出張所　支店コード　通帳記号　通帳番号(右詰め)
預金種別　□普通1 □当座2　口座番号(右詰め)

5.掛金額区分　継続加入かつ掛金額を変更しない場合でもご記入ください。
□掛金を下記の毎月定額で納付します。0　どちらかを選択してください　□納付月と金額を指定して納付します。1
毎月の掛金額　千 0 0 0 円　被保険者の種別、企業年金制度等の加入状況により限度額が異なります。
「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」をご提出ください。

【第2号被保険者(会社員や公務員等)】の方は、別紙K-033にて自身の加入状況をご確認の上、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください。
【第2号被保険者(会社員や公務員等)】の方のうち、掛金の納付方法を「事業主払込」とされる方は、お勤め先が作成する「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」よりご転記ください。

6.現在のお勤め先（事業所情報）
企業年金制度等の加入状況コード　左記の番号が【00】以外の場合、右表の□にチェック
【01】【53】の方
□企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、マイナポータル、基礎年金番号通知書等の内容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
□企業型確定拠出年金の掛金は月別指定(年単位)拠出ではありません。また、マッチング拠出は利用しておりません。
□個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
【02】【50】【51】【52】の方
□個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
登録事業所番号
登録事業所名称　フリガナ

【第1号被保険者】または【任意加入被保険者】の方で
いずれかに該当する場合はご記入ください。
※1:この額も含めて75,000円が限度額となります。

7.付加保険料納付状況・国民年金基金加入状況について　いずれも国民年金にプラスして加入する制度です。加入している方のみご記入ください。
□国民年金の付加保険料（納付月額400円※1）を納付している。
□国民年金基金に加入している。　右欄記入▶　国民年金基金加入員番号　掛金月額 ※1　千 円

60歳以上(もしくは60歳到達予定)の方はご記入ください。

8.給付金・年金の受給状況について
□iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給していない。　□老齢基礎年金を受給していない。

受付金融機関および事務処理センター使用欄
受付金融機関
運用関連運営管理機関
記録関連運営管理機関

各種証書・添付書類	受付金融機関確認	事務処理センター
預金口座振替納付書 K-001A	□あり □なし	
加入者月別掛金額登録・変更届 K-030	□あり □なし	
加入者等運営管理機関変更届 K-004	□あり □なし	
個人別管理資産移換依頼書 K-003	□あり □なし	
事業主払込に関する証明書 K-109A	□あり □なし	
事業主払込に関する証明書(共済組合員用) K-109B	□あり □なし	
任意加入被保険者用別紙 (K-001A, K-010D部分抜粋) K-018	□あり □なし	

受付金融機関	事務処理センター
令和3 年 月 日	

様式第 K-001A号 （2026.12）

「5.掛金額区分」欄について

⚠ **必ずご確認ください**

- iDeCo掛金は、毎月、定額を納付（「毎月定額」納付といいます。）していただくのが基本的な取り扱いとなります。ただし、当該枠内の表に記載された対象者に限り、「納付月と金額を指定して納付（月別指定（年単位）拠出といいます。）※1」を選択することが可能です。
  なお、掛金納付方法にかかわらず、ひと月あたり120円の国民年金基金連合会手数料が徴収されます。
- 表内に記載のない方はすべて、「掛金を下記の毎月定額で納付します」の□にチェックをご記入の上、2ページに記載されたiDeCo拠出限度額の範囲内で、毎月の掛金額をご記入ください。
- 毎月の掛金額は、5,000円以上、拠出限度額の範囲内で、1,000円単位でご指定ください。
- 第2号被保険者（会社員や公務員等）の方で、企業年金制度等（共済、私学共済等を含む）にご加入中の方：
  - 2ページに記載されたとおり、毎月の掛金額は、企業年金制度の掛金額等との合算での上限額となります。
  - ご自身の企業年金制度の掛金額等がご不明の場合、別紙、「iDeCoへの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください（K-033）」の表面、❺をご確認ください。（別紙K-033の見本は、次ページをご確認ください。）

⚠ **iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は必ずご確認ください**

- iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は、事業主掛金額を含めない金額をご記入ください。
- この場合、加入者掛金は1,000円から指定可能です。（加入者掛金と事業主掛金の合算で5,000円以上必要です。）

⚠ **月別指定（年単位）拠出を選択される場合のご注意**

- 「月別指定（年単位）拠出」が可能な方は、下表のとおりです。

60歳未満の方	• 国民年金の第1号被保険者 • 国民年金の第2号被保険者で、他の年金制度なしの方　※2 • 国民年金の第3号被保険者
60歳以上65歳未満の方	• 国民年金の任意加入被保険者 • 国民年金の第2号被保険者で、他の年金制度なしの方　※2
65歳以上75歳未満の方	• 老齢年金の受給権を有しない厚生年金被保険者であることにより、国民年金の第2号被保険者となる方で、他の年金制度なしの方　※2　※3

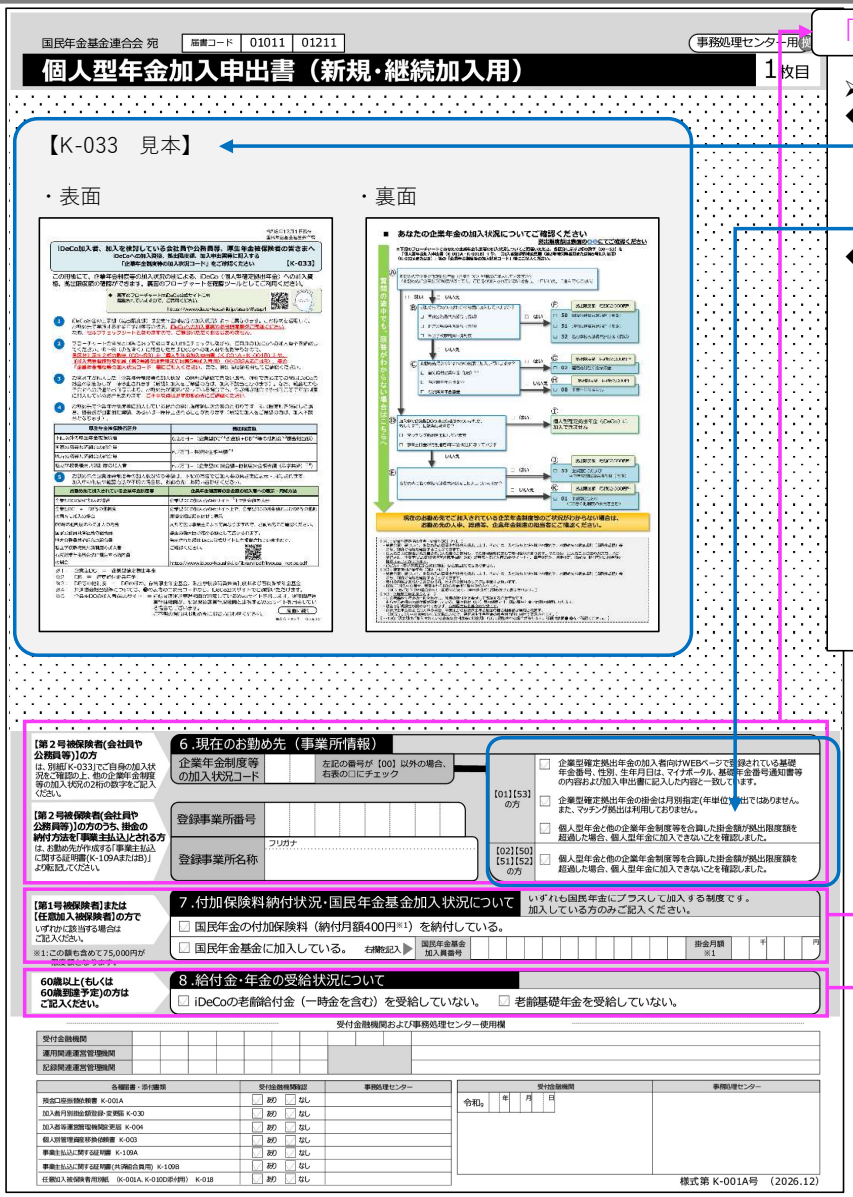
- 11月に加入申出をされる方、継続加入申出の方の場合、「月別指定（年単位）拠出」はご選択いただけません。※4

※ 1：「月別指定（年単位）拠出」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。選択される場合、「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」をあわせてご提出ください。
※ 2：「他の年金制度なしの方」とは、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等の他制度（共済組合、私学共済を含む）のいずれにも加入されていない厚生年金被保険者で、「6.現在のお勤め先」欄に記入する「企業年金制度等の加入状況コード」が「00」の方です。
※ 3：ご提出いただく加入申出書はこの様式【K-001A】ではありません。個別に受付金融機関へご相談ください。
※ 4：11月に加入申出をされる方、継続加入申出の方で「月別指定（年単位）拠出」をご希望の場合は、「毎月定額拠出」で一度お手続きいただき、お手元に「個人型年金加入確認通知書」が届いてから、以下の届書をご提出いただく必要があります。

第1号被保険者、第3号被保険者、任意加入被保険者の方	「加入者掛金額変更届（K-009）」と「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」
第2号被保険者の方	「加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）」と「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」

【K-001A】個人型年金加入申出書（新規・継続加入用）　記入要領

≪P.6≫



「6.現在のお勤め先（事業所情報）」欄について

➢ 第２号被保険者（会社員や公務員等）の方のみご記入ください。

◆ 企業年金制度等の加入状況コード

- 別紙、「iDeCoへの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください（K-033）」に記載されたフローチャートをご確認の上、2桁の番号をご記入ください。
- 上記で確認された番号が【00】以外であった方は、「企業年金制度等の加入状況コード」欄の右側の表内の記載をご確認の上、□にチェックをご記入ください。

◆ 登録事業所番号および登録事業所名称

- 「3.掛金の納付方法」欄で、「事業主払込」を選択された方は、「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（K-109AまたはB）」に記載された「登録事業所番号」と「登録事業所名称」をご記入ください。
- 加入申出される方ごとのご注意事項は、下記のとおりです。

共済組合員（公務員等）の方	● 「登録事業所番号」、「登録事業所名称」ともに、必ずご記入ください。
共済組合員（公務員等）以外の方	● 勤務先が「事業所登録」を行っていない場合や、不明である場合、「登録事業所番号」欄は空欄でも構いません。（この場合、国民年金基金連合会より問い合わせさせて頂く場合があります。） ※ ただし、iDeCo＋対象の方は、「登録事業所番号」、「登録事業所名称」ともに、必ずご記入ください。
電子申請の方	● 「登録事業所番号」、「登録事業所名称」ともに、必ずご入力ください。 ● 勤務先が「事業所登録」を行っていない場合や、不明である場合は、勤務先より「事業所登録申請書（事前登録用）（K-029）」をご提出いただき、登録完了後に電子申請をいただく、あるいは紙による加入申出書と「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（K-109AまたはB）」により手続きを行ってください。

「7.付加保険料納付状況・国民年金基金加入状況について」欄について

➢ 第1号被保険者または任意加入被保険者の方で、付加保険料を納付されているまたは国民年金基金に加入されている（※）場合は、□にチェックをご記入ください。

※ いずれの制度も、国民年金保険料に上乗せして納付する、任意加入の制度です。
また、付加保険料と国民年金基金の両制度を同時に納付することはできません。

➢ 国民年金基金に加入されている方は、「国民年金基金加入員番号」および「国民年金基金の掛金月額」をご記入ください。

「8.給付金・年金の受給状況について」欄について

➢ iDeCoの老齢給付金を受給されている、またはされたことがある方（老齢一時金受給による一括受取を含む）、および国民年金の老齢基礎年金を受給されている方は、iDeCoにご加入いただけません。

➢ 60歳以上（もしくは60歳到達予定）の方は、これらの給付金、年金を受給されていない事をご確認の上、□にチェックをご記入ください。

➢ なお、iDeCoに加入された後に国民年金の老齢基礎年金を遡って受給された場合、受給開始時に遡ってiDeCoは加入資格喪失となり、その期間のiDeCo掛金は還付対象となります。

※ ご加入時まで遡って加入が取り消された場合、新規加入申出時にいただいた手数料の返還はできません。